（多角路線の選定）

第二十三条　山村境界基本三角測量における多角路線の選定に当たっては、基準点等（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）又は山村境界基本三角点を結合する多角網を形成するように努めなければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、単路線を形成することができる。

2　前項の多角路線は、なるべく短い経路を選定しなければならない。

3　第一項の多角路線の次数は、基準点等を基礎として二次までとする。

（選点図）

第二十四条　山村境界基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、山村境界基本三角点選点図に取りまとめるものとする。

（標識の設置）

第二十五条　山村境界基本三角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。

（観測、測定及び計算）

第二十六条　山村境界基本三角測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2　山村境界基本三角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、山村境界基本三角点網図及び山村境界基本三角点成果簿に取りまとめるものとする。

第三節　山村境界基本多角測量

（山村境界基本多角測量の方法）

第二十七条　山村境界基本多角測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

（山村境界基本多角点の選定）

第二十八条　山村境界基本多角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

2　山村境界基本多角点は、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

（多角路線の選定）

第二十九条　山村境界基本多角測量における多角路線の選定に当たっては、基準点等、山村境界基本三角点又は山村境界基本多角点（以下「山村境界基本多角点等」という。）を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。

2　前項の多角路線の次数は、基準点等（補助基準点を除く。）又は山村境界基本三角点を基礎として三次までとする。

（選点図）

第三十条　山村境界基本多角点及び前条の多角路線の選定の結果は、山村境界基本多角点選点図に取りまとめるものとする。

（標識の設置）

第三十一条　山村境界基本多角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

（観測、測定及び計算）

第三十二条　山村境界基本多角測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2　山村境界基本多角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、山村境界基本多角点網図及び山村境界基本多角点成果簿に取りまとめるものとする。

第四節　山村境界基本細部測量

（山村境界基本細部測量の方法）

第三十三条　山村境界基本細部測量は、多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。

（山村境界基本細部点の選定）

第三十四条　山村境界基本細部点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

（多角測量法による山村境界基本細部測量）

第三十五条　多角測量法による山村境界基本細部測量における多角路線の選定に当たっては、山村境界基本多角点等又は山村境界基本細部多角点（以下「山村境界基本細部多角点等」という。）を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

2　前項の多角路線の次数は、山村境界基本多角点等を基礎として二次までとする。

（放射法による山村境界基本細部測量）

第三十六条　放射法による山村境界基本細部測量は、山村境界基本細部多角点等を与点として行うものとする。

2　放射法による山村境界基本細部測量は、山村境界基本三角測量、山村境界基本多角測量又は多角測量法による山村境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3　放射法による山村境界基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る山村境界基本細部多角点等を基準方向とし、与点から山村境界基本細部点までの距離は、与点から基準方向とした山村境界基本細部多角点等までの距離より短くするものとする。

4　放射法による山村境界基本細部点の次数は、山村境界基本多角点等を基礎として二次までとする。

（標識の設置）

第三十七条　山村境界基本細部点には、標識を設置するものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

（観測、測定及び計算）

第三十八条　山村境界基本細部測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2　山村境界基本細部点の座標値は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、山村境界基本細部点網図及び山村境界基本細部点成果簿に取りまとめるものとする。

第五節　山村境界基本調査点測量

（山村境界基本調査点測量の方法）

第三十九条　山村境界基本調査点測量（山村境界基本調査補助点の測量を含む。以下同じ。）は、多角測量法、放射法又は単点観測法により行うものとする。

（山村境界基本調査点測量の基礎とする点）

第四十条　山村境界基本調査点測量は、単点観測法によるものを除き、山村境界基本多角点等及び山村境界基本細部点（以下「山村境界基本細部点等」という。）を基礎として行うものとする。

（多角測量法による山村境界基本調査点測量）

第四十一条　多角測量法による山村境界基本調査点測量における多角路線の選定に当たっては、山村境界基本細部点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

（放射法による山村境界基本調査点測量）

第四十二条　放射法による山村境界基本調査点測量は、山村境界基本細部点等を与点として行うものとする。

2　放射法による山村境界基本調査点測量は、山村境界基本三角測量、山村境界基本多角測量又は山村境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3　放射法による山村境界基本調査点測量は、与点から山村境界基本調査点までの距離より短くするものとする。

4　放射法による山村境界基本調査点の次数は、山村境界基本多角点等を基礎として二次までとする。